⑵　応急措置

武力攻撃災害を受けた指定文化財等については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、都道府県及び市町村に対し指導及び助言を行う。

⑶　重要文化財等の被害を防止するための措置

国民保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在の場所又は管理の方法の変更等の措置を命じ、又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には、必要な支援を行う。

また、国宝等の所有者等が命令に従わないとき等においては、１⑸ウの手続にのっとり、自ら又は都道府県の教育委員会に対し全部又は一部を委託することにより、所要の措置を講ずる。

さらに、連絡会議における連絡体制の整備等を踏まえ、必要な措置を的確かつ迅速に実施するとともに、文化庁長官が命令又は勧告等を行った場合には、直ちに省対策本部又は対策本部に報告するよう努める。

３　武力攻撃災害の復旧に関する措置

武力攻撃災害を受けた指定文化財等の復旧について、武力攻撃事態等の態様、武力攻撃災害による被災状況等を勘案しつつ、関係省庁と連携、協力しながら、武力攻撃災害の復旧に関する必要な措置を的確かつ迅速に講ずるとともに、指定文化財等の所有者等に対し、指導及び助言を行う。

第５章　緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

１　緊急対処事態対策本部の設置

文部科学大臣は、政府に緊急対処事態対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に文部科学大臣を長とする文部科学省・スポーツ庁・文化庁緊急対処事態対策本部（以下「省緊急対処事態対策本部」という。）を設置する。

省緊急対処事態対策本部の組織その他省緊急対処事態対策本部に関し必要な事項については、別に定める。

２　緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画第２章から第４章までの定めに準じて適宜行う。

この場合において、国民保護法第45条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、指定公共機関〔放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構〕に直ちに通知するとともに、所管の関係機関の設置者等に速やかに伝達を行う。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

別表

生活関連等施設の安全確保の留意点の対象となる生物剤及び毒素

１　人に病原性を有する生物剤及び毒素

⑴　ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ２Ｎ２、Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（サル痘ウイルス、痘そうウイルス）、コロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Ｂウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、Ａ型肝炎ウイルス、Ｅ型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）

※　新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

⑵　細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ26、Ｏ45、Ｏ103、Ｏ104、Ｏ111、Ｏ121、Ｏ145及びＯ157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィＡ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がＯ１又はＯ139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

⑶　真菌

コクシディオイデス属イミチス

⑷　原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が１型又は２型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

⑸　毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ベロ毒素）、ジアセトキシスシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、ＨＴ－２トキシン、Ｔ－２トキシン

２　家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬疫ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成 27 年 12 月 18 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１⑵中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同節３中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改め、同節４⑵中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。